

酒田市文書管理規程の一部を改正する訓令

酒田市文書管理規程(令和4年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)等」を「「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日付け内閣文第1号内閣官房長官通知)」に改める。

第18条第1項中「(ファクシミリ装置を用いて送信された文書及び電子文書にあっては、当該文書を用紙に出力したものの右下余白)」を削る。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、收受した文書を電子決裁システムに入力して收受処理を行う場合は、当該システムの付番機能の利用をもって、文書収発簿の記入に代えることができる。

第22条第1項ただし書を削る。

第32条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムにおいて決裁を受ける場合は、当該システムの付番機能の利用をもって、指令番号簿の付番に代えることができる。

第32条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムにおいて決裁を受ける場合は、当該システムの付番機能の利用をもって、文書収発簿の付番に代えることができる。

第34条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムの付番機能を利用したときは、指令番号簿又は文書収発簿に転記することを要しない。

別表第1中

「

ア 歳入、歳出その他現金出納に関する公文書
イ 財務会計に関する公文書

」

を

ア 歳入、歳出その他現金出納に関する公文書(インボイス制度に関するものを除く。)
イ 財務会計に関する公文書(インボイス制度に関するものを除く。)

に、

20 市の歴史、伝統等の文化遺産に関する公文書	市の歴史、伝統等の文化遺産に関する事項	ア 文化財、伝統その他文化遺産に関するもので重要なものに関する公文書	30年	移管
		イ 市史編さんの資料となった公文書	10年	移管

を

20 市の歴史、伝統等の文化遺産に関する公文書	市の歴史、伝統等の文化遺産に関する事項	ア 文化財、伝統その他文化遺産に関するもので重要なものに関する公文書	30年	移管
		イ 市史編さんの資料となった公文書	10年	移管
21 文化芸術に関する公文書	文化芸術に関する事項	ア 文化芸術に関するもので特に重要な公文書	30年	移管
		イ 文化芸術に関するもので重要な公文書	10年	廃棄
		ウ 文化芸術に関する公文書	5年	廃棄
		エ 文化芸術に関するもので軽易なものに関する公文書	1年	廃棄

に、

21 その他の公文書

を

22 その他の公文書

に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 32 条関係)

部課等名	文書の記号	部課等名	文書の記号
総務部		健康福祉部	
市長公室	公	福祉企画課	福
総務課	総	こども未来課	こ未
人事課	人	保育こども園課	保こ
財政課	財	健康課	健
危機管理課	危	高齢者支援課	高
税務課	税	国保年金課	国保
納税課	納	市立酒田看護専門学校	看
契約検査課	契	建設部	
企画部		土木課	土
企画調整課	企	整備課	整
都市デザイン課	都デ	建築課	建
情報企画課	情	農林水産部	
文化政策課	文	農政課	農政
地域創生部		農林水産課	農水
商工港湾課	商	八幡総合支所	八
交流観光課	交	松山総合支所	松
地域共生課	地共	平田総合支所	平
市民部		出納課	出
まちづくり推進課	ま		
とびしま総合センター	とセ		
市民課	市		
環境衛生課	環		
定期航路事業所	定		

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。